

特に優れた業績による返還免除申請について

■よくある質問

<u>1. 特に優れた業績による返還免除の申請時期</u>	P 2	～	P 4	Q 1	～	Q 6
<u>2. 特に優れた業績による返還免除の業績について</u>	P 5	～	P 9	Q 7	～	Q 1 4
<u>3. 返還免除内定者について</u>	P 9	～	P 1 2	Q 1 5	～	Q 2 2
<u>4. 博士後期課程支援プログラム（SPRING等について）</u>	P 1 2		P 1 4	Q 2 3	～	Q 2 7
<u>5. その他</u>	P 1 5			Q 2 8	～	Q 3 0

1. 特に優れた業績による返還免除の申請時期

Q-1 特に優れた業績による返還免除を申請する時期はいつになりますか



返還免除内定者を含めて、貸与が終了する月が属する年度のみ（貸与終了年度）となります。**課程修了時期ではない**ことにご注意願います。

また、一貫制博士課程については、博士前期課程相当修了後も、自動的に博士後期課程相当に継続されますので、第一種奨学金を「辞退」（継続願での「継続を希望しない」を含む）しない限り、博士課程前期課程修了時点での返還免除申請は不要です。（実際の貸与終了年度に申請を行ってください。）

例① 最短修業年限で課程を修了する場合

修士課程：2023年4月入学 2025年3月修了予定（最短修業年限での修了）／貸与期間 2023年4月～2025年3月

⇒申請時期は2024年度となります。（2024年度とは2024年4月～2025年3月の期間となります。「年度」という場合、以下同様です。）

例② 課程途中で奨学金を辞退する場合

博士課程：2023年4月入学 2026年3月修了予定（最短修業年限での修了）／貸与期間 2023年4月～2025年3月（途中辞退）

⇒申請時期は2024年度となります。

例③ 課程途中で退学をする場合

博士課程：2023年4月入学 2024年9月退学 ／貸与期間 2023年4月～2024年9月

⇒申請時期は2024年度となります。

例④ 課程途中で休学があるが、休学期間分だけ延長した修業年限内で課程を修了する場合

修士課程：2023年4月入学 2024年4月～2025年3月（休学） 2026年3月修了予定（最短修業年限での修了）／貸与期間：2023年4月～2026年3月

⇒申請時期は2025年度となります。

例⑤ 課程途中で休学があり、復学後に奨学金を辞退する場合

博士課程：2022年4月入学 2022年10月～2024年9月（休学） 2024年10月 2年間超の休学後、奨学金辞退 2027年3月修了予定

⇒申請時期は2024年度となります。（2022年10月以降奨学金の貸与は休学により休止していますが、申請年度は辞退届を提出した2024年度となります。）

例⑥ 課程途中で休学があり、休学時に奨学金を辞退する場合

博士課程：2022年4月入学 2023年10月～2025年9月予定（休学） 2024年10月 奨学金辞退 2027年3月修了予定

⇒申請時期は2024年度となります。（2023年10月以降奨学金の貸与は休学により休止していますが、申請年度は辞退届を提出した2024年度となります。）

例⑦ 課程修了をせずに、留年・オーバードクター等最短修了年限後にも在学する場合

博士課程：2022年4月入学 2026年3月修了予定（2025年3月最短修業年限・2025年4月以降も課程満了せずに在籍）貸与期間 2023年4月～2025年3月

⇒申請時期は2024年度となります。ただし、博士課程の場合には博士課程の業績評価に関するガイドラインを満たしている業績が必要です。

例⑧ 一貫制博士での申請時期（博士前期相当課程修了時）

一貫制博士：2023年4月入学 2028年3月修了予定（最短修業年限での修了）／ 貸与期間 2023年4月～2026年3月（一貫制博士課程3年次修了時辞退）

⇒申請時期は2025年度となります。博士前期課程相当修了となる2024年度ではありません。

一貫制博士課程については、博士前期相当課程から自動的に博士後期相当課程に貸与が継続されます。このため、奨学金の辞退を行わない限り博士前期課程修了時の手続きは不要です。

Q-2

2024年3月末（2023年度末）で貸与を受けていた奨学金を辞退しましたが、本来申請すべき2023年度の返還免除申請を失念していました。2024年度の返還免除申請を行うことはできますか



返還免除申請は貸与終了年度にのみ行うことができます。該当する年度に申請しなかった場合には、その他の年度に申請することはできません。

Q-3 (修士課程・専門職学位課程対象) 2025年4月に修士課程に入学し、2025年4月～2026年3月までは、通常の第一種奨学金を申し込みましたが、2026年3月末に通常の第一種奨学金を辞退し、2026年4月～2027年3月は授業料後払い制度に申し込みを行う予定です。返還免除申請は2026年度に行うことになりますか。



授業料後払い制度と現行の第一種奨学金は同じ第一種奨学金ですが、変更の際には現に利用している奨学金を辞退して申し込む必要がある、奨学生番号が異なるなど、別の奨学金として管理されます。このため、通常の第一種奨学金の貸与期間である2025年4月～2026年3月までの分として2025年度に返還免除申請が必要となります。2026年4月～2027年3月の貸与については、改めて、2026年度に返還免除申請を行って頂く必要があります。また、返還免除申請の対象となる業績はそれぞれの貸与期間のみとなります。

Q-4 (修士課程・専門職学位課程対象) 2024年4月に修士課程に入学し、返還免除内定者として認定されています。2024年4月～2025年3月までは、通常の第一種奨学金を申し込みましたが、2025年3月末に通常の第一種奨学金を辞退し、2025年4月～2026年3月は授業料後払い制度に申し込みをする予定です。返還免除申請は2025年度に行うことになりますか。



授業料後払い制度と現行の第一種奨学金は同じ第一種奨学金ですが、変更の際には現に利用している奨学金を辞退して申し込む必要がある、奨学生番号が異なるなど、別の奨学金として管理されます。このため、返還免除内定制度の適用も、授業料後払い制度と通常の第一種奨学金とは別になり、一旦辞退した年度で返還免除申請を行う必要があります。この事例であれば、一旦2024年度に内定者として返還免除申請を行い、2025年度には再度返還免除申請を行う必要があります。ただし、2025年度の申請は、返還免除内定者としての適用は受けません。また、それぞれの貸与期間で特に優れた業績をあげる必要があります。

Q-5 修士課程で第一種奨学金の奨学金の貸与を受けていましたが2024年9月に修了し、博士課程に2024年10月から進学し、第一種奨学金の貸与を受けています。2025年度に日本学術振興会の特別研究員に採用内定されたため、2024年度末で奨学金を辞退します。この場合、2課程の返還免除申請はできますか



それぞれの課程区分で同一年度で貸与が修了しており、また特に優れた業績を上げていれば、同一申請年度であっても2課程への返還免除申請申請可能です。ただし、それぞれの貸与期間内において、該当する業績が必要となります。

Q-6

以前博士課程に在籍し、返還免除申請認定を受けました。さらに研究を深めるために再度京都大学の博士課程に進学し、第一種奨学金の再貸与を受けています。この場合、2回目の返還免除申請となりますが、申請可能でしょうか



返還免除申請対象外に該当する事由がなければ、申請回数の制限はありませんので、2回目の返還免除申請も可能です。

2. 特に優れた業績による返還免除の業績について

Q-7

特に優れた業績に該当する業績の期間はいつになりますか



各課程における日本学生支援機構の第一種奨学金の**貸与期間**において、該当する業績を1つ以上あげていることが条件となります。

課程途中で奨学金を辞退した場合あるいは課程途中から貸与を開始した場合には、課程在籍期間ではなく、貸与を開始した期間から貸与終了期間までが対象となりますので、注意してください。

例① 最短修業年限で課程を修了し、その期間が奨学金の貸与期間であった場合

貸与期間 2023年4月1日～2025年3月31日 修士課程：2023年4月入学 2025年3月修了（最短修業年限での修了）

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2023年4月1日～2025年3月31日です。

例② 課程途中で奨学金を辞退する場合

貸与期間 2023年4月1日～2024年9月30日（途中辞退） 修士課程：2023年4月入学 2025年3月修了（最短修業年限での修了）

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2023年4月1日～2024年9月30日です。

例③ 課程途中から貸与を開始する場合。

貸与期間 2023年4月1日～2025年3月31日（※） 博士課程：2022年4月入学 2025年3月修了（最短修業年限での修了）

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2023年4月1日～2025年3月31日

例④ 修業年限の期間で休学期間を挟む場合

貸与期間 2022年4月～2024年9月 2023年4月～2024年3月休学（＝第一種奨学金は休止） 在籍課程：修士課程（2022年4月～2025年3月）

⇒対象となる業績の期間は、休学期間を含む貸与期間である2022年4月1日～2024年9月30日です。

例⑤ 併用貸与者で貸与期間が異なる場合

貸与期間 第一種奨学金：2024年4月～2025年3月 第二種奨学金：2023年4月～2025年3月

修士課程：2023年4月入学 2025年3月修了（最短修業年限での修了）

⇒対象となる業績の期間は、第一種奨学金の貸与期間となる、2024年4月～2025年3月です。

以下、一貫制博士課程

例⑥ 貸与期間 2020年4月～2025年3月 一貫制博士課程：2020年4月入学 2025年3月課程修了予定

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2020年4月1日～2025年3月31日です。（博士後期課程の区分で申請）

また、返還免除の対象となる貸与額についても、2020年4月1日～2025年3月の期間の貸与総額となります。

例⑦ 貸与期間 2023年4月～2025年3月 一貫制博士課程：2023年4月入学 2025年3月博士前期課程相当修了

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2023年4月～2025年3月です。（博士前期課程の区分で申請）

また、返還免除の対象となる貸与額についても、2023年4月1日～2025年3月の期間の貸与総額となります。

例⑧ 貸与期間 2023年4月～2025年3月 一貫制博士課程：2020年4月入学 2025年3月課程修了予定

⇒対象となる業績の期間は、貸与期間である2023年4月～2025年3月です。（博士後期課程の区分で申請）

博士前期課程相当期間となる、2020年度～2021年度、博士後期課程相当となる、2022年度の実績は記載することができません。

Q-8 特に優れた業績に記載する該当する業績の対象範囲はどれになりますか



Q-7に記載しているとおり、**貸与期間中の業績であって、対象となる業績のうち1個の業績が必要です。**

対象業績に関しては、別表1を参照してください。

なお、博士課程については、「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に沿った業績が必要となります。

【対象とならない業績の具体例の一例】

- ・博士課程【一貫制博士課程における博士後期課程相当を含む】における修士課程の学位論文等
- ・貸与期間中にアクセプトされていない査読付き論文
- ・貸与期間中にアクセプトはされているが、貸与期間中に論文の校正・加筆等を行っておらず業績と判断できない査読付き論文
(例) 最終論文提出日：2024年3月31日 論文アクセプト日：2024年4月3日 貸与開始期間：2024年4月～
- ・貸与期間中に公開はされているが、論文アクセプト日が貸与期間前となっており、貸与期間中に論文の加筆等を行っておらず業績と判断できない査読付き論文
(例) 論文アクセプト日：2024年3月30日 論文公開日：2024年6月1日 貸与開始期間：2024年4月～
- ・課程在籍中に学会発表は行ったが、発表時点では奨学金を辞退している場合
(例) 学会発表日 2024年12月15日 貸与開始期間：2023年4月～2024年9月 修業年限：2023年4月～2025年3月
- ・ボランティア活動やスポーツの競技会での業績はあるが、専攻分野に関連していない業績
- ・専攻分野に関連した研究又は教育に係る教育に係る補助業務の実績はあるが、貸与期間中に従事していない補助業務
- ・修士課程在学中に、博士課程進学時の特別研究員あるいはSPRINGに内定した場合において、「日本学術振興会の特別研究員に採用、または民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退」とする業績

Q-9 博士課程において、「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に該当する業績をあげることができませんでした。返還免除申請することはできますか



博士課程においては、博士課程の業績評価に関するガイドライン、つまり業績の種類「学位論文その他研究論文」において、指定された条件を満たすことあるいは返還免除内定者として申請条件を満たしていることが返還免除申請の条件となります。返還免除内定者でない場合には、「学位論文その他研究論文」において、指定された業績をあげていない場合には申請資格はありません。

Q-10 博士課程において、「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に該当する業績をあげましたが、他の業績については、申請書に記載不要でしょうか。



博士課程においては、博士課程の業績評価に関するガイドライン、つまり業績の種類「学位論文その他研究論文」において、指定された条件を満たすことが返還免除申請の条件となります。それ以外の項目についても、評価全体に関わることで、博士課程の業績評価に関するガイドラインに該当しない業績についても、記載願います。

Q-11 査読付き論文雑誌に投稿しましたが、返還免除申請時点で掲載がされていません。特に優れた業績としてあげることはできませんか



査読付き論文については、貸与期間中にアクセプトされたことが確認できれば問題ありません。（ただし、アクセプトだけでなく、論文に対して加筆等行うなど、貸与期間中の業績が必要）申請書の研究論文③で論文アクセプト月を記載するとともに、提出する業績を証明する資料にも、わかるようにしてください。

Q-12 学会での発表において、プロシーディングを提出して査読を受け、要旨集として発行されました。こちらは研究論文・学会での発表どちらにも記載して構いませんか



原則として、別途学会でプロシーディングを纏めて刊行した場合でも学会での発表としてのみ整理してください。学会での発表後、別途発表内容を査読付き論文雑誌に投稿した場合だけ、両方の業績に計上してください。

Q-13

修士課程在学時に日本学術振興会の特別研究員の内定を受けました。日本学術振興会特別研究員に採用し、奨学金を辞退したとして、業績に記載しても構いませんか



修士課程においての日本学術振興会の採用に関する業績については、修士課程においては奨学金満了となり、奨学金を辞退するという項目を満たしていません。ただし、一貫制博士課程において、博士前期相当の期間である2年次に特別研究員採用内定を受け、3年次進学前に奨学金を辞退した場合には、特に優れた業績に該当します。

Q-14

修士課程在学時に京都大学大学院教育支援機構が実施する機構SPRINGプログラムあるいは機構次世代AIプログラムに進学前採用枠に合格しました。民間財団等が公募している競争的資金を獲得すること同等と判断して、特に優れた業績として記載しても構いませんか。



修士課程においての上記2プログラムに関する業績については、修士課程においては奨学金満了となり、奨学金を辞退するという項目を満たしていません。また、一貫制博士課程においても、本学においては現時点で上記2プログラムを民間財団等が公募している奨学金と同等に扱ってはいませんので、業績に記載することはできません。

3. 返還免除内定者について

Q-15 返還免除内定者として認定を受けています。返還免除申請を行う必要がありますか。



返還免除内定者においても、返還免除申請を行う必要があります。なお、返還免除内定者については、返還免除内定者であることが業績の一つとなりますが、その他の業績を含めて総合的な判定を行いますので、該当する業績については記載してください。

Q-16

返還免除内定者として認定を受けていますが、今年度末が最短修業年限となりますが、最短修業年限で修了できずに次年度も在学することになりました。返還免除内定者として申請はできますか？



返還免除内定者は、最短修業年限で課程を修了することが、返還免除内定者として、返還免除申請できる条件となります。このため、修業年限内で課程を修了しない場合には、返還免除内定者として返還免除申請を行うことはできません。ただし、今年度内に貸与期間が終了する場合で該当する業績をあげている場合には他の学生と同様に返還免除申請を行うことはできますが、所属する研究科等を含めた学内の選考に諮ることになります。この場合には、返還免除内定者と異なり、返還免除されることが確約されているわけではありません。

Q-17

返還免除内定者として認定を受けていますが、今年度末に研究指導認定退学することになりました。返還免除内定者として申請はできますか？



研究指導認定退学者は、修業年限内で学位を取得できていないので、返還免除内定者として返還免除申請を行うことはできません。ただし、今年度内に貸与期間が終了する場合で、該当する業績をあげている場合には他の学生と同様に返還免除申請を行うことはできます。この場合には、返還免除内定者と異なり、返還免除されることが確約されているわけではありません。

Q-18

返還免除内定者として認定を受けていますが、課程途中で奨学金を辞退することになりました。返還免除内定者として申請することはできますか？（例：2023年4月博士課程入学・第一種奨学金貸与 2024年9月第一種奨学金辞退 2026年3月博士課程修了予定）



返還免除内定者が、課程修了前に辞退等する場合、その後最短修業年限で課程修了見込みがある場合には、返還免除内定者として申請を行うことができます。なお、返還免除申請ができるのは貸与期間が終了する月が属する年度のみとなります。

Q-19

返還免除内定者として認定を受けていますが、課程途中で退学することになりました。返還免除内定者として申請することはできますか？（例：2023年4月博士課程入学・第一種奨学金貸与 2023年4月～2025年3月 2025年3月博士課程退学）



返還免除内定者が、退学する場合、学位を取得できていませんので、返還免除内定取消となります。ただし、該当する業績をあげている場合には他の学生と同様に返還免除申請を行うことはできます。この場合には、返還免除内定者と異なり、返還免除されることが確約されているわけではありません。

Q-20

返還免除内定者として認定を受けていますが、傷病の影響により、最短修業年限で修了することができませんでした。この場合においても、返還免除内定者として、申請することはできませんか



返還免除内定者として認定を受けている者が、災害、傷病、感染症（新型コロナを含む）の影響、その他やむを得ない事由により、最短修業年限内で課程修了できない場合には、内定者として申請できる場合があります。所属する研究科教務掛にご相談ください。

Q-21

返還免除内定者として認定を受けていますが、指定されている業績をあげることができませんでした。返還免除の申請はできませんか



返還免除内定者については、返還免除内定者であること自体が業績となります。このため、該当する過程を修業年限内で修了することができるのであれば、返還免除内定者として、返還免除申請することはできます。

Q-22 返還免除内定者としての認定を受けていますが、休学期間があります。この場合、当初の修業年限で修了しませんが、返還免除内定者として申請できますか



修了期が休学期間分だけ延長する場合には、問題ありません。

(例1) ○博士課程 2021年4月入学 休学前の最短修了：2024年3月 休学期間：2023年10月～2024年3月 修了時期：2024年9月

(例2) ×博士課程 2021年4月入学 休学前の最短修了：2024年3月 休学期間：2023年11月～2024年3月 修了時期：2024年9月

例1は、休学期間分6ヶ月の期間だけ延長された2024年9月に修了しているため、内定者として返還免除申請可能

例2は、休学期間分5ヶ月の期間だけ延長された2024年8月に修了していないため、内定者としての返還免除申請は不可

返還免除内定は取消となりますが、該当する業績をあげている場合には返還免除制度に申請自体は可能です。

4. 博士後期課程支援プログラム (SPRING等について)

Q-23 博士課程に2022年4月に進学し、2022年度から第一種奨学金の貸与を受けていますが、2023年4月より京都大学大学院支援機構が実施する「京都大学科学技術イノベーション創出フェロシップ事業」あるいは「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム)に採択されています。この場合、返還免除申請はできますか？



2023年度(令和5年度)以降に第一種奨学金に採用された学生については、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」(本学事業名：京都大学科学技術イノベーション創出フェロシップ事業(以下同様))、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム、2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム)、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代AI人材育成プログラム」(京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラム)の支援を受けた場合には、返還免除申請の対象とはなりません。ただし、今回の場合は2022年度に第一種奨学金に採用されていますので、返還免除申請を行うことができます。

Q-24 博士課程に2022年4月に進学し、2022年4月より京都大学大学院支援機構が実施する「京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業」あるいは「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで京都大学大学院教育支援機構プログラム）に採択されていますが、2023年4月より第一種奨学金の貸与を受けています。この場合、返還免除申請はできますか？



Q-23のとおり、2023年度（令和5年度）以降に第一種奨学金に採用された学生については、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」（本学事業名：京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業（以下同様））、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム、2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代AI人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラム）の支援を受けた場合には、返還免除申請の対象とはなりません。今回の場合は2023年度に第一種奨学金に採用されていますので、返還免除申請を行うことはできません。

Q-25 博士課程に2022年4月に進学し、2022年4月より京都大学大学院支援機構が実施する「京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業」あるいは「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム）に採択されていましたが、2023年度末に上記プログラムの支援が終了しました。このため、2024年4月より、第一種奨学金の貸与を受けていますが、この場合、返還免除申請はできますか？



Q-23のとおり、2023年度（令和5年度）以降に第一種奨学金に採用された学生については、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」（本学事業名：京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業（以下同様））、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム、2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代AI人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラム）の支援を受けた場合には、返還免除申請の対象とはなりません。対象外となる案件は、併給だけに限らず、貸与期間と上記プログラムの支援期間の重複してうるかの有無は問いません。今回の場合は2023年度以降に第一種奨学金に採用されていますので、返還免除申請を行うことはできません。

Q-26

博士課程に2023年4月に進学し、2023年度から第一種奨学金の貸与を受けており、かつ**返還免除内定を受けています**。2024年4月より「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）または国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代AI人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラム）の支援を受けています。この場合、返還免除申請を行うことができますか



Q-23のとおり、2023年度（令和5年度）以降に第一種奨学金に採用された学生については、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」（本学事業名：京都大学科学技術イノベーション創出フェロシップ（以下同様））、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム、2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代AI人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラム）の支援を受けた場合には、返還免除申請の対象とはなりません。2023年度以降第一種奨学金に採用され、返還免除内定者となった場合においても、上記プログラムの支援を受けた場合には返還免除内定取消となり、返還免除申請を行うことはできません。

Q-27

一貫制博士課程に2022年4月に進学し、2022年4月より貸与を受けていますが、2024年4月に3年次に進学し「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）または国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代AI人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラム）の支援を受けています。この場合、返還免除申請を行うことができますか



Q-23のとおり、2023年度以降（令和5年度）に第一種奨学金に採用された学生については、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」（本学事業名：京都大学科学技術イノベーション創出フェロシップ事業（以下同様））、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（2023年度まで：京都大学大学院教育支援機構プログラム、2024年度以降：京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム）、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程の育成事業「次世代AI人材育成プログラム」（京都大学大学院教育支援機構次世代AIプログラム）の支援を受けた場合には、返還免除申請の対象とはなりません。今回の場合は2023年度に第一種奨学金に採用されていますので、返還免除申請を行うことはできません。

5. その他

Q-28

年度途中で退学あるいは在学しているが奨学金を辞退しており、奨学金の貸与を終えています。返還免除の認定結果が出る前に、返還期日（貸与終了後7ヶ月後）が到来しますが、どうすればいいでしょうか

退学者について、6月までに返還期日が到来する場合には、「返還のてびき」記載の「奨学金返還期限猶予願」に「業績優秀者返還免除申請書」（写）を添えて、所属していた研究科等事務室に提出してください。なお、奨学金辞退後も在学している場合には、返還手続きの際にお知らせしている、「在学猶予」の手続きを行うことで、返還が猶予されます。

Q-29

第一種奨学金について、機関保証制度を選択しています。毎月の奨学金振込時には、機関保証料を控除されて振り込まれていましたが、返還免除者に認定された場合、この機関保証料はどうなりますか

機関保証制度の加入者が全額免除となった場合は、保証料が一部返戻されます。半額免除の場合には、残額の返還を完了したのちに、保証料が一部返戻されることとなります。また、本取り扱いについては、実際に奨学生に奨学金が振り込まれていない「授業料後払い制度」においても、同様となります。保証料の振込先は振替口座（リレー口座）となります。なお、保証料の返戻は、公益財団法人日本国際教育支援協会が行います。

Q-30 返還免除申請関係書類を提出後は、どのようになりますか

申請書類については、大学内で厳正な審査を行い、日本学生支援機構へ推薦を行います。日本学生支援機構の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会での認定を経て、結果については大学へは7月上旬頃、申請者には2025年6月末時点でスカラネット・パーソナルで登録されている住所宛てに7月下旬頃に郵送される予定です。なお、返還免除者として認定された者については、スカラネット・パーソナルで確認できる予定です。また、大学内・日本学生支援機構内における審査内容・審査結果については通知されたもの以外については公開・開示していませんので、ご了承ください。

項番	業績の種類	業績の種類（細則）又は補足	博士課程の業績評価に関するガイドライン	提出資料に必要項目	最大ページ数	提出書類例
1	学位論文その他研究論文	学位論文	学位論文の教授会での高い（平均水準以上）評価 ただし、研究領域の特性により実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②論文タイトル ③論文内容の概要（本文の書きだし部分あるいはアブストラクト）	4	学位論文の表紙及び冒頭ページ
		研究論文	・査読付き学術雑誌への原著論文掲載（共著も含み、掲載決定も含む） ・学会での発表に対する表彰又は受賞 ただし、研究領域の特性により実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②論文タイトル ③発表年月（「査読付き」研究論文にあっては、論文アクセプト日あるいは学術雑誌発行年月。なお、貸与期間内であれば③＝⑥の日付となっても問題ないです。また、年月日となっても問題ありません。「年」だけは不可） ④論文内容の概要（本文の書きだし部分あるいはアブストラクト） 【以下「査読付き」研究論文に別途必要な情報】 ⑤学術雑誌等名 ⑥学術雑誌年月		論文（学術雑誌）の掲載されている箇所の最初のページ（左記①～⑤が確認できること） 査読付き研究論文の場合には、論文がアクセプトされた日付がわかる箇所も添付すること
		学会での発表	学会での発表に対する表彰又は受賞 ただし、研究領域の特性により実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②題目 ③学会（会議）名 ④発表年月（年月日となっても可。「年」だけは不可） 【以下表彰・受賞等がある場合追加情報】 ⑤以下のいずれかの内容 賞の名前／順位／その他優秀であったと判別できる記載/学会での発表により奨学金・外部資金を獲得		学会のプログラム・タイムテーブル 左記①～⑤が確認できること。
		日本学術振興会特別研究員に採用、又は民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより 奨学金を辞退 ※修士課程（博士前期課程）において、博士（後期）課程進学時における特別研究員等の内定獲得については、一貫制博士課程を除いて、「奨学金辞退」を併いませませんので、該当しません。	日本学術振興会の特別研究員に採用され奨学金貸与を辞退した場合、または、これと同等な民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退すること	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②採択（予定）年度 ③以下のいずれかの内容が記した書面 日本学術振興会特別研究員採用／獲得した競争的資金の名称		特別研究員審査結果通知書、 競争的資金採択通知書
2	大学院設置基準第16条第1項に定める特定の研究の課題についての研究の成果【修士課程】	※修士論文の審査合格が修士課程修了要件となっている場合には、「1. 学位論文その他研究論文 学位論文」で申請してください。	-		3	特定の研究課題に関する論文及び合格したことが確認できる証明書
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の成果【博士前期課程】	※第16条の2に定める試験及び審査の成果とは「専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験」及び「博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査」 ※修士論文の審査合格が修士課程修了要件となっている場合には、「1. 学位論文その他研究論文 学位論文」で申請してください。	-	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②研究成果（下記のいずれかを含む） 成果物／審査・試験に合格したものが分かるもの	3	論文及び合格したことが確認できる証明書 ※一貫制博士課程において、博士前期課程相当から博士後期課程相当への進級時のPQE評価報告書

項番	業績の種類	業績の種類（細則）又は補足	博士課程の業績評価に関するガイドライン	提出資料に必要な項目	最大ページ数	提出書類例
4	(専攻分野に関連した) 著書、データベースその他の著作物（本項第1項及び第2項に掲げるものを除く）	-	-	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②著書、データベース等のタイトル ③著書、データベースの内容 申請者が執筆、作成された文書・データの一部又は要約 ④発行年月日（年月日となっても可。「年」だけは不可）	3	書類に左記①～④の記載があることに注意すること。 【著書】 著書の表紙・奥付及び申請者が執筆した本文のページ 【データベース】 データ集及びデータ集が掲載されているサイトの画面
5	(専攻分野に関連した) 発明	-	-	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②特許等の出願番号 ③特許等の出願日あるいは登録日 ④特許等の出願時あるいは登録時に付与される番号	3	特許願あるいは特許証 ※組織・団体の登録であっても、必ず申請者本人の姓名が確認できること。
6	授業科目の成績	-	-	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②成績の詳細（各授業の評価）	2	本学が発行する学業成績証明書
7	(専攻分野に関連した) 研究又は教育に係る補助業務の実績	-	-	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②研究プロジェクト名あるいは授業名 ③実施年月を含んだ雇用していることが確認できる書類	3	労働条件通知書及び勤務予定表 (勤務予定表に研究プロジェクトあるいは授業名の記載がない場合には、手書き追記や確認できる書類の添付等行うこと)
8	(専攻分野に関連した) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	※専攻分野に関係ない、クラブ活動、趣味における活動等における表彰については、対象外となります。	(専攻分野に関連して) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績で、国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、公募展での入選（賞）、給付奨学金の獲得、個展又はリサイクル（3回以上）及び芸術評論等（学外の刊行物への掲載3回以上）を原則的に含めるものとする。	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②発表会名 ③発表年月 ④成績（下記のいずれかを含む） 賞の名前／順位／優秀であった旨の確認できる記載	3	発表会のプログラム及び表彰状 (必ず申請者姓名及び専攻分野との関連が確認できる資料を添付すること。)
9	(専攻分野に関連した) スポーツの競技会における成績	※専攻分野に関係ない、クラブ活動等における表彰については、対象外となります。	(専攻分野に関連して) スポーツの競技会における成績で国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、本人がコーチやトレーナーなどの場合において指導した者やチームが国際的レベルや全国的レベルの大会での入賞を含めるものとし、東日本大会・関東大会など（各都道府県大会は除く）は全国的レベルの大会に含めるものとする。	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②競技会名 ③発表年月（年月日となっても可。「年」だけは不可） ④成績（下記のいずれかを含む） 賞の名前／順位／優秀であった旨の確認できる記載	3	競技会のプログラム及び表彰状 (必ず申請者姓名及び専攻分野との関連が確認できる資料を添付すること。)
10	(専攻分野に関連した) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績（公益の増進に寄与した研究実績）	-	-	①申請者の姓名（姓のみは不可） ②イベント等の名称（専攻分野との確認ができる内容＝申請者が行った活動内容がわかることが必要） ③実施年月（年月日となっても可。「年」だけは不可）	3	イベントプログラム及び参加が確認できる書面等（申請者姓名及び専攻分野との関連がわかる内容が確認できること。特に申請者姓名については写真だけで姓名の記載がない場合があるので注意すること。)

日本学生支援機構第一種奨学金の貸与期間にあげている業績が対象となります。